

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

### 1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が 1 者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、当該応募者に対して、企画競争を実施する予定です。

### 2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市社会的養護自立支援拠点事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書（案）のとおり
- (3) 業務目的 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）に基づき、児童福祉施設等の措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下、「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに、支援に関連する関係機関との連絡調整を行うなどにより、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。
- (4) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 3 応募要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号。以下「契約規則」という。）第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、「役務」部門に登録のあること。現在、有資格者名簿に登載のない者も企画提案書を提出することができるが、7 (1) に掲げる提出書類と併せて別表 1 に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (4) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止

基準に基づく、指名停止又は指名保留期間中でないこと。

- (5) 公示日において、令和2年4月1日以降に計3年以上の児童福祉に関する相談支援実績を有すること。

#### 4 日程及び期限

内 容	日程・期限
説明書等の交付	公示日から令和8年2月25日（水）正午まで
説明書等に関する質問受付	令和8年2月13日（金）正午まで（必着）
説明書等に関する質問回答	令和8年2月18日（水）午後5時までに岡山市ホームページ上に掲載
参加意思確認書の提出	令和8年2月19日（木）から令和8年2月26日（木）正午まで（必着） ※各日午前9時から正午、午後1時～午後5時（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
企画提案書の提出予定期限※1	令和8年3月9日（月）

※1 応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。企画競争を実施する場合には、別途、お知らせします。

#### 5 説明書等に関する質問の受付及び回答

##### (1) 受付方法

電子メールで、メール件名を「【参加公募質問】岡山市社会的養護自立支援拠点事業業務委託」として下記メールあてに送信すること。

電子メールアドレス：[kodomofukushi@city.okayama.jp](mailto:kodomofukushi@city.okayama.jp)

※送信後は必ず電話により受信の確認を行なうこと。

##### (2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他）へ掲載します。

#### 6 参加意思確認書の提出

##### (1) 提出書類

- ①参加意思確認書（様式1）
- ②業務実績報告書（様式2）

##### (2) 提出方法

持参のみ

##### (3) 提出場所

岡山市本庁舎 9 階 こども福祉課

7 有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類（有資格者名簿に登載のない場合のみ）

（1）提出書類

別表 1 に記載のとおり

（2）提出方法及び場所

7 に記載の参加意思確認書等と併せて提出すること。

8 その他留意事項

- （1） 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。
- （2） 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- （3） 提出された参加意思確認書は、返却しません。
- （4） 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。
- （5） 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- （6） 参加意思確認書に記載した配置予定支援員は、変更することはできません。
- （7） 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。
- （8） 応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して 7 日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第 44 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができるものとします。
- （9） 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して 10 日以内に、書面等により回答するものとします。
- （10） 仕様書（案）は、現段階での案であり、予算その他本市の事情により一部変更を行う場合があります。
- （11） 本業務に係る予算は、岡山市令和 8 年度当初予算案に計上され、岡山市 2 月定例市議会に提案を予定していますが、予算案が可決・成立しない場合は、本業務の執行は行いません。なお、その場合の応募者における損害について、市は一切負担しません。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市岡山っ子育成局子育て支援部

こども福祉課（岡山市役所本庁9階） 担当：二宮、山本  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
電話：086-803-1223 FAX：086-803-1719  
電子メール：kodomofukushi@city.okayama.jp